



発行所 北海道斜里村役場 電話(代表)16番 編集発行人 庶務係

昭和二十八年年度の 固定資産評価について

一、はしがき 本年度の評価はどの様に...

二、土地について (1) 農地 経済統制が殆ど撤廃されて自由価格に...

(2) 宅地 宅地については、昨今各地が急激に騰貴し...

(3) その他の土地 農地及び宅地を除く各種の土地...

(4) 家屋について (1) 建築の程度によつて...

償の騰貴が見込まれ、従つて建築費においてこのよう...

(2) 昭和二十七年一月二日以前に於いて異動のある...

(3) こととして、古家を取壊しその使用可能な資材等を...

(4) 償却資産について 償却資産の評価倍率の基礎...

に立つ以上、この様な事情

別表第三 昭和28年度家屋再建築価格基準表 (各工事別)

Table with columns: 名, 単, 金, 名, 単, 金. Lists construction items like '盛遺根', '水洗面', 'セメント' and their prices.

別表第一 雑種地評価額一覧表 (坪當り)

Table with columns: 等級, 評価額, 利用区分. Lists categories like '変電所敷地', '亜麻工場干場'.

別表第二 昭和27、28家屋再建築価格対比調

Table with columns: 区分, 27年度(円), 28年度(円), 差額(円), 対比(%). Compares costs for '基礎工事費', '木材費' etc.

(説明) 上記した調査によれば本年度建築費は昨年より約4%の上昇を示し...

◎特殊工事

Table with columns: 名, 単, 金, 摘要. Lists special construction items like 'ブロック', '積み放し', '煙突'.

以上の通り昭和二十八年年度における評価の結果を踏襲す...

明るい村財政の歩み

繰越金三、二五五、〇〇〇圓

二十六年歳入歳出決算状況

昭和二十六年歳入歳出決算は村民各位の御理解と御協力によりまして次表の通り決算を了することができました。その中に重要な点について簡単に説明致します。二十六年度中に新規計画した各種の臨時事業はつぎの通り當初の計畫通り実施完成を致しております。

記

消防ポンプ自動車一台購入事業 一、九〇〇、〇〇〇圓
消防井戸新設事業 一八〇、〇〇〇圓
十二線道路改良工事 二、九七二、〇〇〇圓
開明橋災害復旧工事 一、一三八、〇〇〇圓
札鶴橋災害復旧工事 九〇四、〇〇〇圓

三十林班植樹事業

一、三三九、九八八圓

又収入の面については予期通り成績を収め、殊に財政の根幹であります税収入においては調査額二、五三〇、一、二三四圓に對して収入額二、二五四、〇一六圓という九二%の好成绩を示して、一段と認識を深められております。右のように行つて村の規模進展と併に御同様に堪えない処では、御同様に御精進を期したいと思います。

昭和二十六年上斜里村歳入歳出決算状況

歳入	科目	目	予算額	収入済額	歳出	科目	目	予算額	支出済額
歳入	村	地方財政平衡交付金	三、五九三、八〇〇圓	三、〇三三、〇〇〇圓	歳出	議	役場	八、六六六、四〇〇圓	八、六六六、四〇〇圓
		公企業及財産収入	九〇、〇〇〇圓	八、七九一、〇〇〇圓			役場	一〇、七六六、九八〇圓	
		使用料及手数料	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一〇、九五四、〇〇〇圓			警察	三、八五九、三〇〇圓	
		国庫支出金	八、二八六、三〇〇圓	九、八六五、七〇〇圓			土木	七、七九三、四〇〇圓	
		道支	二、〇〇〇、〇〇〇圓	一、六四九、五〇〇圓			教育	一、九七三、〇〇〇圓	
		寄附金	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、六九一、〇〇〇圓			社会及労働施設費	一、三三三、〇〇〇圓	
		繰入金	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、三九一、〇〇〇圓			保健衛生費	一、九七九、〇〇〇圓	
		繰越金	三、二五五、〇〇〇圓	四、九五五、六三三圓			産業經濟費	四、九五五、六三三圓	
		雑収入	六、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓			統計調査費	二、〇〇〇、〇〇〇圓	
		村債	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓			選挙費	四、〇〇〇、〇〇〇圓	
自作農創設特別措置収入	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	公債費	一、〇〇〇、〇〇〇圓					
歳入合計		五三、七九三、一〇〇圓	収入済額	五三、七九三、一〇〇圓	歳出合計		五三、七九三、一〇〇圓	支出済額	五三、七九三、一〇〇圓

冬期農業大学講座開催

農業経営者を対象とした、冬期農業大学講座は去る二月十三日―十八日迄(中一日休講)五日間、夜場会議室で行われた。講座科目は農業金融、農作物一般、農業経営經濟等七科目で、時局講演として、道新論議委員、宮川雄造氏の「日本の立場と世界狀勢」について



住宅改善の

實踐組合誕生

名以上の受講者があり五日間を有意義に過した。(寫眞は講義の一コマ)

住宅改善の實踐組合誕生

江刺中部落の有志十名が相談して毎年秋各戸壹万円を積立し輪番で改善し十年後には同志十名の住宅がプロツクの耐震建築に改造される事になり二十七年から太田茂氏を中心として実行に入りました。まず「燃料難を予想される今日この様な計畫を活潑に展開されることを期したい致します。この外上斜里東部落の一部でも隣同志が研究し合い従例の風呂場を改良し燃料の三分の二を節約して居る実例があります。



火災危険季が近づきました

みんなで火の元に注意しましょう



母子福祉対策の前進

母子家庭へ

新しい貸付制度

全道数千の母子世帯の福祉については、いろいろの対策がたてられ、各府縣に先がけて設けられた「北海道母子金庫」や「母子家庭技能習得資金給與制度」などは子供をかかえて生活している未亡人などの母子世帯にとつてずいぶん役立てられています。今度全国六十万の未亡人等の母子世帯に温い救いの手をさしのべるために「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が出来、四月一日から施行されることになり、なおそれまでのつなぎ措置として三月まで「国民金融公庫の母子家庭貸付」が行われることになりました。

(一)国民金融公庫の母子家庭貸付

十八才未満の子供をかかえて、配偶者と死別したり、またはこれと同じような事情にある婦人であり、またはこれと同じような事情にある婦人であり、生活の中心となつて働いている人たちのため、国民金融公庫から次の要領で事業資金を貸付けます。

- 一、申込受付及び時期 二月十日から三月十日迄村役場で受け付けます。
- 二、借入者の資格 現に十八才未満の子を扶養し、次の各号の一にあたる婦人であつて、その者がくらしの中心となり、事業を開始するための資金または現に行つて居る事業のための資金とするものであり、成業の見込のある者に限る。
- 三、配偶者(内縁関係にあつたものを含む)と死別した者
- 四、配偶者と離婚した者
- 五、配偶者が不歸還である(外地から歸つて来ない)者
- 六、貸付の限度 一人につき五万円以内
- 七、貸付期間 五年以内
- 八、貸付利息 年八分(月利六厘六毛、日歩二銭二厘)で後取り、但し延滞利息は日歩四銭
- 九、償還方法 六ヶ月据置、月賦償還の据置期間中の利息は第一回の元利金徴収の際同時に徴収する。
- 十、保証人 一人以上立てる
- 十一、申込要領 村役場にある借入申込書と必要書類を村役場に提出する。福祉事務所、支店道廳の内申に基づき、公庫が貸付の決定をする
- 十二、実施の時期 この公庫による貸付は二十七年四月限りで四月からは次項の法律の貸付制度だけに限ります。

所得税の確定申告日は

三月十六日 までです

- (二)母子福祉資金の貸付等に関する法律
- これは四月一日から実施されることになっていますが、法のあらまは次の通りです。
- 配偶者のない女子であつて、現に児童を扶養している者に對し、資金の貸付を行うこと等により、その經濟的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進しようとするものです。
- この法律の恩けいを受ける人は
- 一、現に二十才未満の児童を扶養する配偶者と死別した女子またはこれに準ずる左の各号の一に掲げた女子
 - 二、離婚した女子
 - 三、配偶者の生死の明らかでない女子
 - 四、配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
 - 五、配偶者が精神または身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つて居る女子
 - 六、前各号に掲げる者に準ずるもので、政令で定めるもの
- 貸付の種類としては
- 一、生産資金……事業を開始するのに必要な資金
 - 二、支度資金……就職に際し必要なもの
 - 三、技能習得資金……事業を開始したり就職するために必要な知識技能を習得するに必要なもの
 - 四、生活資金……技能を習得している期間中の生活を維持するに必要なもの。